

児玉郡市広域市町村圏組合人事・給与システム更新に  
係るプロポーザル実施要項

令和7年1月

児玉郡市広域市町村圏組合

## 目次

第1	目的	1
第2	業務の概要	1
第3	プロポーザル方式の実施	1
第4	全体スケジュール	2
第5	実施要項等の公表	2
第6	参加資格要件及び参加申込方法等	2
第7	企画提案書等の提出	2
第8	審査及び評価	2
第9	契約の締結	3
第10	質問等	4
第11	その他	4
第12	書類等の提出先・連絡先・問合せ先	4

## 第1 目的

本業務は、児玉郡市広域市町村圏組合（以下「本組合」という。）で使用する人事・給与システムについて、当該機器の耐用年数が超過していることを踏まえ、経年劣化によるシステムエラーによるトラブル等を未然に防ぎ、また、リプレイスによるパフォーマンス向上によって人事管理及び給与事務において、業務負担の削減並びに業務効率の向上等を図ることを目的とする。

## 第2 業務の概要

### 1 業務名

人事・給与システム更新

### 2 業務場所

児玉郡市広域市町村圏組合事務所 外

### 3 業務内容

人事・給与システムの更新・保守等

### 4 業務期間

業務期間は、以下のとおりである。なお、履行期間前に現行システムとの並行稼働を行うこと。

(1) 並行稼働期間：令和7年8月1日から令和7年10月31日まで

(2) 履行期間：令和7年11月1日から令和12年10月31日までの5年間

### 5 見積上限金額

5年間で総額23,848,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、並行稼働期間については支払いの対象としないこととする。また、データ移行に係る経費のうち、現契約業者からの移行データ出力に係る費用は除くものとする。

## 第3 プロポーザル方式の実施

### 1 プロポーザル実施の目的

本業務において、価格のみによる競争を実施した場合、目的を達成できないシステムの導入業者が選定される可能性があることから、システムの機能及び完成度を広く公平に評価できるように、プロポーザル方式により業者選定することを目的とする。

### 2 実施形式

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとし、選定に際して選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、プレゼンテーション、デモンストレーション及び委員会によるヒアリング（以下「提案説明等」という。）により総合的な審査を行い、最優秀提案書及び次点提案書を決定するものとする。なお、委員会は非公開とし、委員会の構成委員については、プロポーザル手続が完了するまで公表しない。

## 第4 全体スケジュール

内容	日程
実施要項等の公表及び公募開始	令和7年1月15日(水)
質問書の受付	令和7年1月15日(水)～令和7年1月24日(金)
質問書に対する回答	令和7年1月29日(水)～令和7年1月30日(木)
参加申込書の提出期限	令和7年2月5日(水)
企画提案書等の提出期限	令和7年2月12日(水)
提案説明等	令和7年2月中旬～下旬
審査結果の送付及び契約締結	令和7年2月下旬～3月上旬

## 第5 実施要項等の公表

令和7年1月15日(水)から令和7年2月5日(水)まで本組合ホームページにて公表する。

([児玉郡市広域市町村圏組合ホームページ 埼玉県/児玉広域へようこそ！ \(kodamakouiki.jp\)](http://kodamakouiki.jp))

## 第6 参加資格要件及び参加申込方法等

児玉郡市広域市町村圏組合人事・給与システム更新に係るプロポーザル募集要項に記載のとおり。

## 第7 企画提案書等の提出

### 1 提出書類

- (1) 企画提案書(様式任意)・・・正1部、副5部
- (2) システム仕様要件書(別紙1)・・・正1部、副5部
- (3) 見積書(別紙2)・・・正1部、副5部
- (4) 導入工程表・・・正1部、副5部

### 2 提出方法

持参又は郵送

### 3 提出場所

児玉郡市広域市町村圏組合総務課管理係

### 4 提出期限

令和7年2月12日(水) 午後5時 必着

## 第8 審査及び評価

### 1 選定

本業務の受注者選定にあたり、公平性、透明性、競争性を確保するため委員会において審査・評価を行う。本プロポーザル参加者(以下「提案事業者」という。)が1者であっても審査及び評価を行うものとする。

### 2 審査

#### (1) 審査方法

提出された企画提案書等の内容について審査及び提案説明等を行ったうえで採点し、最優秀

提案書及び次点提案書の特定を行う。

(2) 実施日時

令和7年2月中旬～下旬

※ 詳細な日時は、別途提案事業者へ連絡する。

(3) 実施場所

児玉郡市広域市町村圏組合事務所

(4) 時間配分

1者につき、次のとおりとする。

内容	時間
プレゼンテーション、デモンストレーション	50分
ヒアリング	10分

(5) 留意事項

- ① 説明者は3名以内とする。ただし、準備・設置に係る人員については3名を超えてもよいこととする。
- ② 説明は提出された企画提案書等に記載した内容のとおりとし、提出されていない提案は禁止とする。また、説明資料の追加は一切認めない。
- ③ デモンストレーションでは、以下の操作実演を事務効率化の工夫や特徴を交えて説明すること。
  - ア 採用者登録事務
  - イ 給与支給までの流れ（会計年度任用職員等を含む。）
  - ウ 年末調整事務の流れ
  - エ データ抽出機能
  - オ その他アピールしたい機能等
- ④ パソコン、プロジェクターその他OA機器については提案事業者で準備・設置すること。
- ⑤ 提案説明等を遅刻又は欠席した場合は失格とする。ただし、やむを得ない理由があると委員会が判断した場合は、この限りでない。

(6) 結果の通知

審査の結果は、郵送にて結果通知書により通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては、一切できないものとする。委員会における評価結果については、本プロポーザル手続完了後に公表する。

3 評価項目等

審査における評価項目及び評価基準、配点は別添『児玉郡市広域市町村圏組合人事・給与システム更新に係る企画提案審査基準』のとおりとする。

## 第9 契約の締結

### 1 契約の締結

本組合は、選定された最優秀提案書提出事業者（以下「最優秀者」という。）との間で、本業務に係る業務委託契約の締結交渉を行う。本業務の仕様については、仕様書に定めるほか、企画提案書等記載内容を尊重し、本組合と最優秀者の協議の上決定し、改めて見積書の提出を求め、予

算の範囲内で契約を締結する。

契約交渉が不調となった場合や、参加資格要件等を満たさないと認められた場合などは、次点提案書の提出事業者として選定された者（以下、「次点者」という。）と契約交渉を行うものとする。

最優秀者と契約締結に至った場合は、次点者に連絡は行わない。

なお、最優秀者との契約が不調となり、次点者と契約交渉を行うこととなった場合は、電話にて契約交渉を行う旨を伝える。

## 2 契約期間

契約期間は、長期継続契約に基づく令和7年11月1日から令和12年10月31日までの5年間とする（賃貸借及び保守管理）。

## 第10 質問等

本プロポーザルに係る質問については、令和7年1月15日（水）から令和7年1月24日（金）の間に電子メールにて提出することとする。電子メールの件名は「人事給与システム更新プロポーザル質問書」とすること。

## 第11 その他

### 1 本プロポーザルの延期、中止、取消等

本組合は、やむを得ない理由により、本プロポーザルを延期、中止、又は取り消すことがある。この場合において提案事業者は異議を申し立てることはできず、損害を受けることがあってもその損害を請求できないものとする。

### 2 資料等の開示

本組合は、提出された資料については、請求により第三者に開示することができるものとする。ただし、当該提案事業者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報等については、非公開とする。

## 第12 書類等の提出先・連絡先・問合せ先

〒367-0024 埼玉県本庄市東五十子 151 番地 1

児玉郡市広域市町村圏組合 総務課 管理係

TEL: 0495-27-2241

FAX: 0495-27-2242

Eメール: [jimukyoku@kodamakouiki.jp](mailto:jimukyoku@kodamakouiki.jp)

※ 持参による書類等の提出及び問合せの受付が可能な日時は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く日の午前9時から午後5時（正午から午後1時までは除く。）とする。

※ 郵送により書類等の提出を行う場合、書留、特定記録郵便又は配達記録が残るものによること。